

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年4月13日 01時00分ごろ
発生場所	福井県 ^{おぼま} 小浜市松ヶ埼西方沖 ^{のこぎり} 鋸 埼灯台から真方位095°1.3海里付近 (概位 北緯35°32.7' 東経135°41.2')
事故の概要	遊漁船 ^{こうしゅう} 幸翔丸は、東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 幸翔丸、9.7トン FK2-2162（漁船登録番号）、個人所有 第251-13364号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（釣り客）
損傷	船首船底部及び船尾端下部に擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好、 気温 約5.8℃ 海象：波高 約0.8m、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せて、遊漁を終えて帰港しようと約10ノットの対地速力で自動操舵により東進中、船長が、眠気を感じながら操縦席に座ってレーダーやGPSプロッターを見ていたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して同じ針路で航行を続け、松ヶ埼西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 船長は、衝撃で本船が本件浅所に乗り揚げたことに気付き、後進して離礁し、自力で帰港した。 釣り客の1人は、帰港後、首に痛みを感じて病院で受診したところ、頸椎捻挫と診断された。 船長は、本事故発生まで約1週間連続で早朝になまこ漁を行っており、帰航中、疲労の蓄積及び睡眠不足により眠気を感じていた。また、本事故発生時、寒く感じて操舵室の扉を閉めて暖房を入れ、操舵室内が暖かいと感じていたので、眠気を感じた際、甲板に出て身体を動かすなどすべきであったと本事故後に思った。 船長は、本事故の発生を118番通報しなかった。 本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.0mであった。
分析	本船は、自動操舵により東進中、船長が、約1週間連続で早朝になまこ漁を行っており、疲労の蓄積及び睡眠不足により眠気を感じてい

	た状況下、操舵室の扉を閉めて暖房を入れて暖かくしていたところ居眠りに陥り、変針予定場所を通過して松ヶ埼西方に向かって航行を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵により東進中、船長が、約1週間連続で早朝になまこ漁を行っており、疲労の蓄積及び睡眠不足により眠気を感じていた状況下、操舵室の扉を閉めて暖房を入れて暖かくしていたところ居眠りに陥り、変針予定場所を通過して松ヶ埼西方に向かって航行を続けたため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、単独で操船中に眠気を感じた場合には、座席から立って身体を動かしたり、窓を開けて外気に当たったりするなど眠気を払拭する措置を採ること。 ・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁等の関係機関へ通報すること。